令和７年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、エネルギー価格の高騰により経費負担が増加している中小企業者等の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第２条　この告示において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者

（２）　医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

（３）　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条第１号に規定する事業協同組合又は同条第４号に規定する企業組合

（４）　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に規定する協業組合

（５）　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農事組合法人

（６）　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人

（７）　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人

（８）　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第２条第１号に規定する公益社団法人及び同条第２号に規定する公益財団法人

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

（１）　市内に住所又は主たる事業所を有すること。

（２）　令和６年度以前から継続して市内において事業を営んでいること。

（３）　令和６年度分までの市税等を完納していること。

（４）　事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者に該当しないものとする。

（１）　第５条第１項の規定により算出した額が5,000円に満たない者

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

（３）　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条第１項に規定する政治団体に該当する者
（４）　宗教法人法（昭和26年法律第126号）第２条に規定する宗教団体に該当する者
（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が認める者
（６）　その他、市長が交付対象者として適当でないと認める者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和７年７月分から同年９月分までの電気料金及び燃料費（ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代及びＬＰガス代をいう。以下同じ。）のうち、事業経営に係る経費として支払ったものとする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、常時使用する従業員が６人以上の中小企業者等にあっては60万円を、常時使用する従業員が５人以下の中小企業者等（個人事業主を含む。）にあっては30万円を限度とする。

２　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和７年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、令和７年12月26日までに市長に提出しなければならない。
（１）　誓約書（様式第２号）
（２）　申請書に記載のある各月の電気料金及び燃料費の額並びに利用者及び利用場所が確認できる書類（領収書、帳簿、通帳等）の写し
（３）　直近の確定申告書類等
ア　法人の場合　確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し
イ　青色申告の場合　確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の写し
ウ　白色申告の場合　確定申告書第一表及び収支内訳書の写し
エ　市県民税申告の場合　住民税申告書及び収支内訳書の写し
（４）　本人確認書類の写し（個人事業主に限る。）
（５）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による補助金の申請は、同一の申請者につき１回限りとする。

（交付の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、令和７年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者が指定する金融機関口座に補助金を振り込むものとする。

（決定の取消し）

第８条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　その他この告示の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和７年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（書類の保存）

第１０条　交付決定者は、関係書類及び関係帳簿等を５年間保存しなければならない。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。